

# 第326回山形県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和3年3月15日(月) 13時30分～15時30分

2 場 所 村山総合支庁 講堂

## 3 出席者

会 長 國 方 敬 司

会長代理 島 軒 治 夫

委 員 大 場 一 昭 高 橋 光 明 五十嵐 秀 樹

鈴木 正 今 野 亘 山 口 芳 彦

## 4 臨席者

山形県内水面漁業協同組合連合会 参 事 桂 和 彦

山形県農林水産部水産振興課 水産業成長産業化主幹 佐 藤 年 彦

山形県内水面水産研究所 所 長 本 登 涉

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 課 長 加 賀 山 祐

## 5 事務局

山形県内水面漁場管理委員会 事務局 事 務 局 長 小 林 克 靖

〃 〃 事 務 局 次 長 長 谷 川 慎 一

〃 〃 書 記 渡 邊 洋 子

〃 〃 書 記 齋 藤 進

〃 〃 書 記 粕 谷 和 寿

## 6 開会・会長あいさつ

|              |  |
|--------------|--|
| 事務局次長        | ただいまから、第326回山形県内水面漁場管理委員会を開会いたします。<br>本日は、鈴木春男委員及び津藤委員を除く8名の委員の出席をいただき<br>ており、「山形県内水面漁場管理委員会規程」第7条に定める定足数を満たし<br>ていることを報告します。<br>それでは國方会長、議事の進行をよろしく申し上げます。                                |
| 議長<br>(國方会長) | 本日は、お忙しいところ第326回山形県内水面漁場管理委員会にご出席い<br>ただきまして誠にありがとうございます。<br>委員会に先立ちまして、2月及び3月に実施しました各漁協に対する目<br>標増殖数量聴き取り調査につきましては、委員各位にご協力をいただきま<br>して誠にありがとうございました。<br>翌年度の目標増殖数量につきましては、当年度末に委員会指示をするこ |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>ととしておりますが、聴き取り調査の結果を踏まえ、指示内容についてご審議いただくものとなっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の委員会では、この他に「コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかる委員会指示について」等の計3議案について審議を行う予定です。議事進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。</p>                            |
| <b>7 議事録署名委員の選出</b> |  |
| 議長<br>(國方会長)        | では、次第に従いまして、私から議事録署名委員を指名させていただいてよろしいですか。  |
| 各委員                 | (異議なしの声)   |
| 議長<br>(國方会長)        | それでは、第326回委員会の議事録署名委員は、大場委員と今野委員にお願いします。   |
| <b>8 報告事項</b>       |  |
|                     | <b>【報告事項1】</b>   |
| 議長<br>(國方会長)        | <p>次第の「3 報告事項」です。</p> <p>報告事項1は「資源管理の状況等の報告について」です。水産振興課から説明をお願いします。</p>   |
| 水産振興課<br>(渡邊主査)     | <p><u>≪資料に基づき説明≫</u></p> <p>ポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁業法の改正に伴い、漁協は年に1回以上報告することとなった</li> <li>2 各漁協から提出された報告の内容</li> <li>3 報告にかかる県の意見（おおむね適正と認められる）</li> </ol>                |
| 議長<br>(國方会長)        | ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、ご意見、ご質問等はありませんか。   |
| 大場委員                | 魚種別採捕量・金額についておおよその金額で良いとの説明でしたが、赤川漁協の金額は単価でしょうか。それとも合計額でしょうか。  |
| 水産振興課<br>(渡邊主査)     | <p>赤川漁協の金額については、改めて確認したいと思います。</p> <p>毎年作成している「山形県の水産」において、採捕量とおおよその金額を報告してもらっておりまして、考え方としてはこちらと同じ数字を報告してもらうこととしております。</p> <p>各漁協で採捕量に魚種ごとの単価をかけて、全体の金額を計算させていただいておりますが、単価は県で統一したものはなく、各漁協でこれまで使</p> |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
|                                   | っている単価や、実際の販売金額を目安に設定した単価を使っていると聞いております。   |
| 議長<br>(國方会長)                      | 赤川漁協の金額については、確認の上、必要な修正をしていただくということでお願いします。<br>他にないようでしたら、次に移ります。  |
| <b>9 議事</b>                       |  |
|                                   | <b>【第1号議案】</b>   |
| 議長<br>(國方会長)                      | 議事に入ります。第1号議案「令和3年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量指示について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局<br>(渡邊書記)<br>(齋藤書記)<br>(粕谷書記) | <b>【資料に基づき1、2を説明】</b><br>1 内水面漁業協同組合連合会（内水連）緊急要望の結果<br>前回の委員会において、緊急要望による軽減を認める要件として、<br>① 令和2年度の単協遊漁料収入が、過去5年間で最も収入が少なかった年よりも、さらに下回るということ<br>② 令和2年度の遊漁料収入が、平年と比較して1割以上減少する見込みであること<br>の二つを要件としました。<br>この二つの要件を満たしている漁協は、小国川漁協、日向荒瀬漁協、赤川漁協、温海町内水面漁協の4漁協となります。そのうち、日向荒瀬漁協と温海町内水面漁協が、緊急要望により軽減した数量での計画としています。<br>なお、前回の委員会時に、要件を満たす見込みであった西置賜漁協については、令和2年度の遊漁料収入が、過去5年間で最も少なかった年よりも5,000円上回り、軽減の対象とはなりません。最上川第二漁協については、令和2年度の遊漁料収入が平年と比較した減少の割合が1割に満たないので、軽減の対象とはなりません。<br><br>2 各地区聞き取り調査の概要と調査の場で決定した指示数量<br>書記より、各地区別に聞き取り調査の概要の説明<br>置賜・村山（粕谷書記）、庄内（齋藤書記）、最上（粕谷書記)<br><br>令和3年度指示数量について、聴き取り調査における各委員の意見や判断から、委員会の考え方を次のように整理しました。<br>① 内水連からの緊急要望に基づく軽減については、令和3年度に限る措置として、軽減した計画のと通りの指示数量とする。 |

|               |   |
|---------------|---|
|               | <p>② 緊急要望に基づく軽減の対象に該当していないものの、経営状況の理由や河川環境の悪化を理由に計画数量を減量した漁協については、他魚種の代替放流を検討してもらう。</p> <p>③ 漁業権魚種の増殖を「0」で計画している漁協には、増殖行為の実施について検討してもらう。移植放流が難しい場合でも、人工ふ化放流や産卵場造成等、移植放流に代わる増殖行為の実施を検討してもらう。</p> <p>④ 移植放流数量を減量した場合において、他の魚種の代替放流や、人工ふ化放流、産卵場造成等の増殖行為を増加している場合は、計画の数量を認める。</p> <p>また、漁協の活動を継続していくために、費用対効果という視点も入れて、今後どの魚種に力を入れていくのか検討していくよう指示したところです。</p>   |
| 議長<br>(國方会長)  | ただいま事務局から説明がありましたことについて、ご意見、ご質問はありませんか。   |
| 各委員           | (質疑なし)  |
| 議長<br>(國方会長)  | では引き続き、「委員会で協議を要する事項」の説明をお願いします。  |
| 事務局<br>(渡邊書記) | <p><b>【資料に基づき説明】</b></p> <p>増殖数量調査において、委員が数量の修正について、漁協での再検討を依頼したものです。</p> <p>西置賜漁協、最上川第二漁協及び丹生川漁協から修正報告のあったR3計画数量でR3増殖数量を指示することが妥当か協議をお願いします。</p> <p>赤川漁協については、内共第17号でいわな稚魚を1,000尾減の「0」とし、代わりに内共第18号のいわな稚魚を1,000尾増やし、10,000尾としておりました。いわなは漁業権魚種となっておりますので、内共第17号の京田川にも放流しなければならないことは聞き取り調査の際に説明しております。赤川漁協の説明では、京田川は溪流釣りの遊漁者もほとんどいない上、人員の面で放流が困難との説明がありました。</p> <p>調査後、漁協に内共第17号として漁業権を免許しているため、移植放流が難しいのであれば、たとえば産卵場造成等を検討できないかと話をしたところ、内共第17号のいわな稚魚を1,000尾、内共第18号のいわな稚魚を9,000尾に戻すとの修正報告がありました。</p> |
| 議長<br>(國方会長)  | 協議に入る前に、この協議事項は最上川第二漁協にも関係しており、大場委員が組合長をしておられますので、利害関係人にあたることとなります。よって「山形県内水面漁場管理委員会規程」第10条の規定により議  |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>事に参与できないのですが、組合長として目標増殖数量調査を受けているため、委員会からの修正依頼への対応についても直接お話を伺うこととし、このまま参加していただくこととしてよろしいでしょうか。</p>   |
| 各委員          | (異議なしの声)  |
| 議長<br>(國方会長) | <p>では、大場委員も参加のうえ協議に入ります。</p> <p>まず、増殖数量調査において、漁協での再検討を依頼した3漁協について、協議したいと思います。</p> <p>西置賜漁協については、島軒会長代理と山口委員にご参加いただいておりますので、何か付け加えることはありますでしょうか。</p>   |
| 島軒会長代理       | <p>カワウとブラックバスの被害がかなり深刻な状況でした。</p> <p>ブラックバスの駆除はなかなか難しいのですが、群馬県では産卵床を作って、卵を産んだ石を取り除いて繁殖抑制を図っているという事例も聞いています。</p>   |
| 山口委員         | <p>西置賜漁協は遊漁券のネット販売など、他の漁協にはない取組みをしており、非常に努力している印象でした。</p> <p>カワウの件についても、助成金を活用してドローンを購入するなど、先進的な取組みを行っており、経費的にも大変な中、一生懸命頑張っている漁協というイメージを持っています。</p>   |
| 議長<br>(國方会長) | <p>最上川第二漁協については、鈴木正委員にご参加いただいておりますが、いかがでしょうか。</p>   |
| 鈴木正委員        | <p>寒河江ダムが出来た影響でメインの寒河江川の河川環境が非常に悪くなっており、遊漁者が激減しています。この影響が今回の増殖事業に表れているのではないかと思います。</p> <p>アユを減らす代わりにその他の魚種で補うことや、寒河江ダム上流の大井沢のC&amp;R区間の見直しなど、遊漁者をいかに増やすかという視点で検討していただきたいと申し上げました。</p>                     |
| 議長<br>(國方会長) | <p>丹生川漁協については、大場委員と鈴木正委員にご参加いただきましたが、いかがでしょうか。</p>  |
| 大場委員         | <p>丹生川漁協についても川の環境が安定しておらず、アユの漁獲量に浮き沈みがあり、大変困っている状況でした。丹生川は比較的河川環境が良い川だと思っておりますが、段々とアユの漁獲量が減っているとのことで、アユの放流量を減らしたいとの意向がありました。</p> <p>アユ以外の魚種を増やしていくという観点から、銀山温泉に放流しているニジマスを活用し、温泉の上流や下流で釣りができるようにするなど、</p> |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>観光客に遊漁券が売れるような対策を検討してもらいたいと提言させていただきました。</p> <p>河川状況の変化を踏まえ、アユだけでなくイワナやニジマスなどについて放流場所を考えながら増やしていくなど、遊漁者の増加に結び付く対策を考えて行く必要があると思います。</p>   |
| 議長<br>(國方会長) | <p>ご参加いただいた委員に補足説明をしていただきました。</p> <p>全体として、私が聞き取り調査に参加したところでも河川環境が悪くなっているという話は多く聞こえてきております。</p> <p>どの漁協でもアユを中心とした放流計画となっておりますが、最近の傾向として、それぞれの漁協がおかれた河川の状況に合わせて、こういった魚種に力を入れていくか真剣に考えて行く方向になってきていると感じています。</p> <p>また、鈴木委員や大場委員からご発言いただいた遊漁者増加に向けた対策など、色々な工夫をしながら変わっていかないといけない状況になってきていると認識しております。</p> <p>他の委員からは何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、修正報告のあった計画数量のとおり認めてよろしいでしょうか。</p>   |
| 各委員          | (異議なしの声)  |
| 議長<br>(國方会長) | <p>次に、赤川漁協におけるイワナの増殖数量について、協議に入ります。</p> <p>まず聞き取り調査に参加された今野委員と五十嵐委員にお話しをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。</p>   |
| 今野委員         | <p>赤川漁協では、目玉魚種を中心に漁業権管理をシフトして行くという方向性を持っております。この一環として、京田川は元々コイ、フナ中心の河川であり、溪流釣りの遊漁者がほとんど入っていないため、コイ、フナ中心の河川に変えていきたいという意向でした。京田川へのイワナ放流は山奥まで行く必要があり、人数も確保できないとのことで、放流が困難な状況であることから、京田川へのイワナの放流をやめる代わりに赤川への放流量を増やし、漁業権の免許切り替えまでに今後の放流計画を考えて行きたいとの考えでした。</p> <p>漁業権ごとに漁業権魚種の増殖を行うことが基本ですが、漁協の中での調整でしたので、やむを得ないと考えておりました。事務局から漁協に上手くお話していただき、京田川へのイワナ放流を継続するとなったことはありがたいことです。</p> <p>遊漁料収入が減っていく中でも、各漁協が一生懸命放流されていることを考えると頭の下がる思いです。</p> <p>国の新型コロナ対策の持続化給付金を受けた漁協があると聞いておりま</p> |

|               |   |
|---------------|---|
|               | す。また、内水連でも遊漁料収入減に対する支援制度を考えておられると聞いておりますので、後ほどご説明をお願いしたいと思っております。   |
| 議長<br>(國方会長)  | 五十嵐委員は何か補足説明などありますでしょうか。  |
| 五十嵐委員         | 今野委員から全て説明していただきましたので、特に追加することはございません。  |
| 議長<br>(國方会長)  | 結果的には事務局から赤川漁協に働きかけをしていただいて、令和2年度指示数量と同数に戻していただく形となりました。<br>以上、委員会で協議を要する事項について全て結論がでましたので、全体の採決に入ります。<br>第1号議案は、A3資料「令和3年度増殖数量指示」の事務局案のとおり、指示することとしてよろしいですか。   |
| 各委員           | (異議なしの声)  |
| 議長<br>(國方会長)  | 異議なしと認め、そのように指示することとします。<br>次に移ります。   |
|               |   |
|               | <b>【第2号議案】</b>  |
| 議長<br>(國方会長)  | 続いて、第2号議案「コイヘルペスウィルス病のまん延防止にかかる委員会指示について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局<br>(粕谷書記) | <b>【資料に基づき説明】</b><br>本県において平成16～17年度にKHV病が発生した水域にはKHVに感染したが発生していないウイルスキャリアが生息していると推定され、KHVは県内河川に潜伏していると考えられます。<br>このことを受け、本県においても引き続き委員会指示による放流及び持ち出し禁止措置をとるべきと考えます。<br>東北各県において、委員会指示を継続予定となっております。<br>平成16年以降の県内発生状況といたしまして、令和3年3月15日現在で135件の陽性が確認されております。<br>資料24ページは実際に県公報に登載する形式での案文となります。<br>今年度も委員会指示と合わせて、コイの持ち出しを禁止する水域の範囲について指定する内容の県告示を行う予定です。具体的な水域の範囲を示した位置図を23ページ下部に記載しております。 |
| 議長<br>(國方会長)  | ただいま事務局から説明がありましたことについて、ご意見、ご質問はありませんか。   |

|               |  |
|---------------|--|
| 山口委員          | 平成16年から毎年指示を出しているわけですが、いつまで続くのでしょうか。指示期間についても、1年ごとにしなければならぬ決まりがあるのでしょうか。   |
| 事務局<br>(粕谷書記) | KHVは国の特定疾病に指定されておりまして、これが蔓延しますと天然資源や養殖に大きく影響を及ぼしますので、恐ろしい病気となっております。<br>また、KHVは天然河川などに広く潜伏していると言われており、養殖場などに感染が広がってしまいますと、養殖産業に対して影響がありますので、引き続き制限をかける必要がございます。        |
| 事務局<br>(齋藤書記) | 東北各県の状況を見ますと、岩手県が令和2年度から指示期間2年となりましたが、そのほかの県は指示期間1年となっております。<br>コイ釣りをされる方で指示解除を心待ちにしておられる方もいらっしゃると思いますので、1年ごとの指示が妥当と考えております。   |
| 山口委員          | 国で解除が決まれば指示を解除できるということですので、岩手県のように複数年で指示するやり方も出来なくはないかと思います。   |
| 島軒会長代理        | KHVは感染したが発症していないウイルスキャリアのコイが多く生息しており、環境変化で発症する病気です。<br>当漁協の川西地区では毎年コイ釣り大会を楽しみにしており、内水研から放流するコイの検査をしていただいております。<br>岩手県は2年ごとの指示ということですが、このままでよいと思います。                    |
| 議長<br>(國方会長)  | 他に質問等はありませんか。ないようでしたら、採決に入ります。<br>第2号議案について、資料24ページの事務局案のとおり指示することとしてよろしいですか。  |
| 各委員           | (異議なしの声)   |
| 議長<br>(國方会長)  | 異議なしと認め、事務局案のとおり指示することとします。<br>なお、字句の修正等については私に御一任願います。<br>次に移ります。   |
|               |  |
|               | <b>【第3号議案】</b>   |
| 議長<br>(國方会長)  | 第3号議案として、「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」(諮問)を議題に供します。これは県南漁協に係るものです。<br>県南漁協は、島軒会長代理が利害関係人にあたることになります。よって「山形県内水面漁場管理委員会規程」第10条の規定により議事に参与できないため、島軒会長代理には一時退席をお願いしたいのですが、よろしいでし |



|               |  |
|---------------|--|
|               | ようか。   |
| 島軒会長代理        | わかりました。  |
| 議長<br>(國方会長)  | <p>申し訳ありませんが、島軒会長代理には一時退席をお願いします。</p> <p>(島軒会長代理 一時退席)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局<br>(齋藤書記) | <p><b>【資料に基づき説明】</b></p> <p>このたび、県南漁協より遊漁規則の変更認可申請があり、県知事より諮問がありましたので読み上げます。</p> <p>漁業法第170条第3項の規定により、遊漁規則を変更するにあたっては知事の認可が必要となっております。第4項では、認可申請があったときは内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならないとされており、この規定に基づいてこの度知事から諮問あったものです。</p> <p>また、第5項の規定において、知事は「遊漁を不当に制限するものではないこと」、「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比べて妥当なものであること」の2点に該当するときは認可しなければならないとされており、委員会としてもこの規定に基づいて判断することとなります。</p> <p>なお、「不当に制限する」とは、水産庁の運用通知によれば、遊漁者の遊漁について、漁業権者である各漁協が一方的に制限を加えるようなものを指します。また、漁業者、遊漁者双方に制限を加えるものであっても、組合員の漁業に対する生活依存度等を考慮した必要最小限度のものでなければなりませんとされているところです。</p> <p>諮問第234号県南漁協からの遊漁規則の変更の内容といたしまして、①は釣りの禁止区域について、文言を変更するものです。</p> <p>区域としては羽黒川と大樽川の2か所になります。</p> <p>羽黒川につきましては、現在は「笠松鉱泉地先から上流全域」となっており、遊漁者からこの表現では本流が禁止区域に含まれるのかわかりにくいとの意見があったため、支流が禁止区域であることを明確化するものです。</p> <p>組合で禁止している区域は31ページの位置図の太い線で図示している長根沢になります。禁止区域を「長根沢全域」としてしまうと、左側の名称不明の沢との合流点から下流も禁止区域に含まれてしまいます。このため、事務局といたしましては「長根沢との合流点の上流750メートルの地点を基点としてその上流の長根沢」と修正するのが良いかと考えております。</p> <p>大樽川につきましては、「上流河鹿荘の堰堤まで」を正式名称である「大樽川砂防堰堤まで」に変更するものです。</p> |

|               |   |
|---------------|---|
|               | <p>こちらにつきましては、令和2年9月9日の内水面漁場管理委員会が出た、橋の下が禁止区域に含まれるか否か、明確な表現にするべきとの意見を踏まえまして、漁協に確認したところ、橋の下も禁止区域に含まれるということでした。このため、事務局修正案として「塔ノ原橋下流端から」をお示しさせていただいたところです。</p> <p>②は網の禁止区域について、「河鹿荘の堰堤」を正式名称である「大樽川砂防堰堤」にするものです。また、下段の簡易保養センターは該当する建物がなく、大樽川の禁止区域はP32の区域のみということでしたので、削除するものです。</p> <p>なお、遊漁者に負担をお願いする遊漁規則の変更について、令和2年度から事前周知の徹底を求めているところですが、今回の案件は遊漁料の値上げ、禁漁区域の追加や拡大、禁漁期間の延長などの遊漁者に負担をお願いする遊漁規則の変更には該当しないため、簡易な方法での周知で構わないこととしております。</p> <p>御協議いただき、御異議なければ、資料33頁のとおり知事あて答申したいと考えております。</p> |
| 議長<br>(國方会長)  | ただいま事務局から説明がありましたことについて、ご意見、ご質問はありませんか。   |
| 今野委員          | 大樽川の砂防堰堤について、塔ノ原橋の下流に同じ名称のものはありますか。   |
| 山口委員          | 下流には東北電力の取水堰はありますが、同じ名称のものはありません。   |
| 今野委員          | わかりました。というのも「塔ノ原橋下流端から上流大樽川砂防堰堤まで」とした方がわかりやすいと思います。   |
| 山口委員          | <p>今野委員の修正案のとおりでよろしいかと思えます。</p> <p>カジカについて周年禁止となっておりますが、2年ほど魚類調査をしてもらっており、最も生息数が多いのがカジカです。</p> <p>そろそろ禁漁を解除してもよいのではと考えておりますが、内水研から何か補足あればお願いします。</p>  |
| 内水研<br>(本登所長) | 大樽川堰堤の漁場に関する調査を行っておりまして、たしかにカジカが増えている状況が見えるデータはありますが、もう少し詳しく精査したいと考えています。それをもって意見を求められれば回答したいと考えております。  |
| 五十嵐委員         | <p>ウグイの羽黒川の区域と全魚種の羽黒川の区域は同じですか。</p> <p>同じなら全魚種周年禁漁なので、ウグイは特に入れなくていいのではないのでしょうか。</p>   |

|               |  |
|---------------|--|
| 事務局<br>(齋藤書記) | 正確にはウグイの禁漁期間が4月20日から6月15日まで、ウグイを除く全魚種の禁漁期間が周年となっております。   |
| 五十嵐委員         | 正確に言うと、全魚種の下に「うぐい (はや) を除く」という文言が入ることですね。わかりました。   |
| 議長<br>(國方会長)  | 他に質問等はありませんか。ないようでしたら、採決に入ります。<br>2点ほど修正を要することを前提といたしまして、第3号議案について、資料33ページの案のとおり答申することとしてよろしいですか。  |
| 各委員           | (異議なしの声)   |
| 議長<br>(國方会長)  | 異議なしと認め、答申案のとおり答申することとします。なお、答申文の字句の修正等については私に御一任願います。次に移ります。<br>それでは、一時退席いただいている島軒会長代理にお戻りいただきたいと思えます。<br><br>(島軒会長代理 着席)   |
| <b>10 その他</b> |  |
| 議長<br>(國方会長)  | 次第の「5 その他」に移ります。<br>委員の皆様や事務局から何かございますか。   |
| 今野委員          | 庄内地区の増殖数量聞き取りの際に、非常にモクズガニの需要が高まっているとお話を聞きました。<br>ただ、産卵期に海辺で懐中電灯を使って、産卵間際のカニを乱獲しているという情報があります。現状では何も規制がないので、せつかく増殖しているモクズガニの資源が枯渇してしまうということで、早めになんらかの手段を講じておく必要があると思えます。<br>海面での問題なので、内水連から海区漁業調整委員会に要望書を出すなどをしては良いかと考えておりますが、いかがでしょうか。 |
| 内水連<br>(桂参事)  | 要望書は県に出すのが良いのか、海区漁業調整委員会に出したら良いのか、まずは県と相談させていただきたいと思えます。   |
| 今野委員          | 県と相談していただいて、ご検討いただきたいと思えます。<br><br>釣りのルールとマナーの遊漁料のページを見ていただきたいのですが、山戸漁協の遊漁料が80歳以上半額となっております。これを見て、仙台から多くのお客さんが来ているそうです。グループやリピーターも多いようで、高齢化社会でありますので、各漁協の参考にしていただければと思えます。   |

|                |   |
|----------------|---|
| 高橋委員           | <p>4月1日から溪流釣りの解禁ですが、どこからが溪流なのかという話が聞こえてきました。ウグイは周年釣りが可能なので、本流でウグイ釣りをしているヤマメが釣れることも多々あります。どこから溪流として扱えば良いのかお聞きしたいと思います。</p>   |
| 今野委員           | <p>県の規則では溪流という言葉は使っておらず、ヤマメ及びイワナといった魚種ごとに解禁を規定しています。</p> <p>ウグイ釣りをしているヤマメやイワナが釣れた場合、リリースしてもらう必要があります。</p>   |
| 高橋委員           | <p>遊漁者から県の規則で溪流を定義していないのであれば、どこでウグイ釣りをしても問題ないだろうと言われ、対応に困ったことがあります。</p> <p>ただ、禁漁期間中は支流での釣りはしないように話しをしましたが、納得しませんでした。</p>  |
|                |   |
| 今野委員           | <p>内水連でサクラマスの委託放流をしておりますが、元々の経費は各漁協が負担しており、この放流数も増殖数量に加えてよいのではと考えております。</p> <p>また、各市町村の委託放流で現物支給のものがありますが、各漁協が放流に係る運搬費や労賃を負担しているので、こちらも増殖数量に入れることについて、県から検討してもらいたいです。</p> |
| 内水連            | <p>サクラマスの委託放流を指示数量に入れる件について、県と検討しましたが、指示数量に含めて良いとした場合、漁協が自主放流分を減らすこととなり、全体の放流量が減ってしまうことを懸念しています。</p>  |
| 今野委員           | <p>指示数量に含めるのではなく、サクラマスの委託放流と市町村の委託放流を全て指示数量に上乗せする形で示すことで実態が良く見えると思います。</p>  |
| 事務局長<br>(小林課長) | <p>漁協の独自放流に内水連や県などの様々な委託放流が上乗せされており、これをトータルでいかに維持するかは大事な視点だと認識しております。</p> <p>全体での指示数量となって県の放流事業の予算が仮に縮小された場合、漁協に指示数量が重くのしかかる状況は良くないと思いますので、もう少し検討させていただければと思います。</p>      |
|                |   |
| 議長<br>(國方会長)   | <p>漁協から河川環境についてなんとかして欲しいとはよく言われております。内水面漁場管理委員会の所掌外の事務かもしれませんが、河川環境が悪いと放流しても定着しないという話もありましたので、この件については</p>  |

|                          |   |
|--------------------------|---|
|                          | <p>今後きちんと議論していく必要があると思います。<br/>ほかに事務局や県からは何かありませんか。</p>   |
| <p>事務局<br/>(齋藤書記)</p>    | <p>水産振興課から1件報告します。<br/>【令和3年度「釣りのルールとマナー」の主な変更点について説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止漁法のイラストを追加</li> <li>・遊漁に関するマナーを見直し</li> <li>・令和2年4月以降新しくなった各漁協のルールを掲載</li> <li>・裏表紙に溪流釣りの事故防止及び釣行時における新型コロナ対応について掲載</li> </ul> |
| <p>議長<br/>(國方会長)</p>     | <p>他にありませんか。ないようでしたら、これで本日の議長を辞させていただきます。議事進行にあたり、皆様から御協力をいただき誠にありがとうございました。</p>  |
| <p><b>11 閉会</b></p>      |   |
| <p>事務局次長<br/>(長谷川補佐)</p> | <p>國方会長、ありがとうございました。<br/>次回の委員会開催について申し上げます。次回は6月下旬から7月上旬で調整させていただきたいと思います。<br/>以上をもちまして、第326回山形県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。今年度の委員会はこれで最後となります。皆様、大変お疲れさまでした。</p>   |